

## 令和8年度丹波篠山市フリースクール等利用支援補助金募集要項

### 1 趣旨

学校に通うことが難しい不登校児童生徒（※）が、学習活動等を実施する場として丹波篠山市が施設認定しているフリースクール等民間施設を利用するために、不登校児童生徒の保護者に対して利用料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

※不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由、その他によるものを除いた児童生徒

### 2 補助対象者

補助金の交付を受けることができるのは、次に掲げる要件を全て満たす保護者となります。

- (1) 申請時点で、丹波篠山市内に住所を有していること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 不登校児童生徒が丹波篠山市立の小学校、中学校、特別支援学校に在籍しており、かつ、学校より指導要録上の出席扱いとすることを認定されていること。
- (4) 当該のフリースクール等民間施設と学校が連携、情報共有を行っていること。
- (5) 他の地方公共団体からの同種の補助金の交付や市社会福祉課の利用者負担減額・免除等を受けていないこと。

### 3 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（授業料、施設利用料）とします。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。 交付申請期間等 申請区分

### 4 交付申請期間

申請区分	交付予定期間	交付申請兼請求書提出 締切	補助金交付予定時期
【前期】 令和8年4月1日～9 月30日	令和8年4月1日～9 月30日	令和8年10月20日 まで	令和8年11月以降
【後期】 令和8年10月1日～ 令和9年3月31日	令和8年10月1日～ 令和9年3月31日	令和9年3月26日ま で	令和9年3月26日以 降

### 5 補助金額

補助金額は、対象児童生徒1人1月につき、各月分の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とする。ただし、月額上限を10,000円とする。

### 6 申請手続き

交付申請期間中に、次の(1)(2)の書類を、第1期、第2期ごとに、**（郵送または）**持参にて、教育委員会学校教育課へご提出ください。

申請書類の作成にあたっては、各注意事項等をご覧の上、誤りのないようご注意ください。

- (1) 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 民間施設利用の利用に関する契約内容が分かる書類（パンフレット等可）
- (3) フリースクール等民間施設利用実績が分かる報告書（様式第3号）
- (4) フリースクール等民間施設の利用に係る経費の支払状況が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

※領収書や月謝袋の領収印、引き落とされた通帳の写し等、各フリースクール等民間施設の支払い状況に合わせてご提出ください。

### 7 交付決定

申請書類をもとにその内容を審査し、補助金の交付の可否と交付金額を決定し、申請者に郵送で通知します。（様式第2号）なお、申請書類に記載誤り等があった場合、状況に応じて改めて修正等を依頼した行うえで、交付決定額を決定の上、通知します。

#### ~~8 実績報告・補助金請求~~

~~補助金等交付決定書が届きましたら、交付請求書提出締切日（4 交付申請期間に記載）までに、次の（1）～（3）の書類を、前期、後期ごとに、郵送、持参にて、学校教育課へご提出ください。~~

~~（1）補助金請求書（様式第3号）~~

~~（2）実績報告書（様式第4号）~~

~~（3）~~

#### 9 補助金確定

請求の内容が適当であると認めるとき、補助金の額を確定し、補助金交付予定時期に補助金を交付します。

#### 10 その他

~~（1）申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく補助事業変更申請書を提出してください。変更申請書類をもとにその内容を審査し、変更申請の可否を決定し、申請者に郵送で通知します。（例：連絡先の変更、転居、転校、フリースクール等民間施設通所の変更等）~~

（2）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不相当と認めた場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

（3）補助金の交付等に当たり、対象となる不登校児童生徒等に係る情報について、在籍する学校やフリースクール等民間施設と必要に応じて情報共有を行うことがあります。

#### 【問合せ・申請書類提出先】

丹波篠山市教育委員会事務局学校教育課 〒669-2397 丹波篠山市北新町41 TEL：079-552-5653 FAX：079-552-8015
---